

【問1】 廃棄物の定義、種類に関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 廃掃法では、「廃棄物」とは、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を含む。）をいう。」と定義している。
2. 廃掃法では、産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた6種類の廃棄物と、その他政令で定める14種類の計20種類の廃棄物をいうとしている。
3. 事業系一般廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち特別管理一般廃棄物以外の廃棄物をいう。
4. 厚生省通知では、「廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物をいい、廃棄物に該当するか否かは、占有者の意思、その性状等を総合的に勘案すべきものではなく、排出された時点で客観的に廃棄物として観念できるものである」としている。
5. 条例では、廃掃法にいう「一般廃棄物」をさらに「事業系一般廃棄物」と「特別管理一般廃棄物」に分けている。

【問2】 特別区の清掃事業における各区の役割でないものを選びなさい。

1. 分別収集計画の策定
2. 浄化槽の設置の届出及び指導
3. ごみの再利用、資源化の推進
4. 一般廃棄物処理施設の設置の許可、届出及び指導
5. ごみ、し尿の収集・運搬・中継作業

【問3】各区、清掃協議会、清掃一組または東京都における清掃事業の役割分担に関する記述のうち、誤っているものを選びなさい。

1. 最終処分場の設置・管理・運営は東京都が行っている。
2. 大規模排出事業者等に対する排出指導は各区が行っている。
3. 不燃ごみ・粗大ごみ処理施設の整備・管理・運営は清掃一組が行っている。
4. 容器包装廃棄物の分別収集の実施は各区が行っている。
5. 清掃工場等の整備・管理・運営は清掃協議会が行っている。

【問4】一般廃棄物処理業の許可制度に関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 一般廃棄物の処理は、原則的には、市町村の固有事務であるが、当該都道府県知事から一般廃棄物の収集又は運搬の業の許可を受ければ、一般廃棄物の収集又は運搬を業として行える。
2. 専ら再生利用の目的となる廃棄物（古紙、くず鉄（古銅等を含む。）、空きびん類、古繊維）のみの収集又は運搬を業として行う場合は、一般廃棄物処理業の許可は不要である。
3. 一般廃棄物の収集又は運搬の業の許可を受けた者は、自ら業を行うことのほか、当該業を他人に委託することができる。
4. 市町村の委託を受けて、一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合は、一般廃棄物処理業の許可は必要である。
5. 一般廃棄物の積卸しを行うことなく、通過する場合であっても、一般廃棄物処理業の許可が必要である。

【問5】一般廃棄物処理業の許可制度に関する記述のうち、許可を受ける必要のある場合を選びなさい。

1. 国の委託を受けて、一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合
2. 廃火薬類の広域的な処理を行い、又は行おうとする者が環境大臣の認定を受けて収集又は運搬を業として行う場合
3. 廃プラスチック類の再生利用を行い、又は行おうとする者が、環境大臣の認定を受けて収集又は運搬を業として行う場合
4. 国がその業務として、一般廃棄物の収集又は運搬を行う場合
5. 造園業者が、自ら剪定した木くずを収集又は運搬する場合

【問6】特別区における一般廃棄物処理業の許可対象廃棄物に該当しないものを選びなさい。

1. 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫
2. 手術等により排出される病理廃棄物
3. 一次電池又は蓄電池を電源として使用する液晶式テレビジョン受信機
4. 公園の清掃により集められた落ち葉
5. 粗大ごみの形状をしている転居廃棄物

【問7】特別区における一般廃棄物収集運搬業の許可要件に関する記述のうち、誤っているものを選びなさい。

1. 運搬車の洗車設備を確保すること。
2. 普通ごみを取り扱う稼動運搬車を2台以上保有する場合は、特別区の区域内において稼動運搬車1台当たりの月平均稼動日数が15日以上であり、かつ稼動運搬車1台当たりの月平均運搬量が20トン以上見込まれること。
3. 運搬車は、運搬する一般廃棄物が汚水を含み、又は悪臭が発生するおそれがある場合は、荷箱が密閉できる構造であること。
4. 許可を申請する者は、一般廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
5. 区長の指定する処理施設を運搬先とする運搬車は、自動排出機能を有すること。

【問8】特別区における一般廃棄物収集運搬業の許可要件に関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 許可を申請する者は、一般廃棄物を適正に処分することができる中間処理施設又は最終処分場を運搬先として確保しなければならない。
2. 申請の内容が業を行おうとする都道府県で定める一般廃棄物処理計画に適合するものでなければならない。
3. 運搬車は、原則として自ら所有しなくてもよい。
4. 特別区の区域内から発生する専ら再生利用の目的となる一般廃棄物である古紙を収集運搬する場合は、区長の許可する一般廃棄物収集運搬業の専用車両でなければならない。
5. 個人が更新の申請をしようとする場合、東京都知事が別に定める講習会を当該申請者が修了していなければならない。

【問9】特別区における一般廃棄物収集運搬業の許可要件に関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 法人が新規に許可申請をしようとする場合、その代表者又は役員のうち、監査役を除く者が、区長が別に定める試験に合格していること。
2. 区長の指定する処理施設を運搬先とする場合、運搬車の車両総重量が25トン以下であること。
3. 運搬先が特別区の区域内である場合、運搬車は、特別区を管轄する東京運輸支局又は各自動車検査登録事務所で登録を受けたものであること。
4. 普通ごみの許可を申請する場合、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする区内に一時的な作業場所を有すること。
5. 一般廃棄物の保管・積替えを行う場合、その施設に誰でも立ち入りができる構造とすること。

【問10】廃掃法第7条に規定する欠格条項に該当しない者を選びなさい。

1. その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
2. 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
3. 廃掃法の規定により許可を取り消され、その取消の日から10年を経過しない者
4. 浄化槽法に基づく処分の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は受けることがなくなった日から5年を経過しない者
5. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日から5年を経過しない者

【問 1 1】 一般廃棄物の保管・積替えに関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 保管の場所に、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
2. 屋外において一般廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げられた一般廃棄物の体積が環境省令で定める体積を超えないようにすること。
3. 一般廃棄物の保管を行う場合には、環境省で定めるところにより、見やすい箇所に一般廃棄物の積替えのための保管の場所である旨その他一般廃棄物の保管に関し必要な事項を表示した縦及び横それぞれ30センチメートル以上の掲示板が設けられていること。
4. 一般廃棄物の保管は、搬入された一般廃棄物の量が、積替えの場所において適切に保管できる量を超えるものでない場合に限って行うことができる。
5. 一般廃棄物の保管に伴い汚水が生じるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を浸透性の材料で覆うこと。

【問 1 2】 特別管理一般廃棄物に該当しないものを選びなさい。

1. 廃エアコンディショナーに含まれるポリ塩化ビニルを使用した部品
2. 国又は地方公共団体の試験研究機関から発生する感染性一般廃棄物
3. ごみ処理施設からのばいじん(集じん施設で集められたもの)
4. ダイオキシン類の含有量が基準を超えるダイオキシン類対策特別措置法廃棄物焼却炉廃ガス洗浄施設からの汚泥
5. ダイオキシン類の含有量が基準を超えるダイオキシン類対策特別措置法廃棄物焼却炉からのばいじん・燃え殻

【問 1 3】 特別管理一般廃棄物の収集又は運搬に関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 特別管理一般廃棄物の保管は、いかなる場合も行ってはならない。
2. 特別管理一般廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、必ず他の物と区分して収集し、又は運搬すること。
3. 運搬用パイプラインは、いかなる場合も特別管理一般廃棄物の収集又は運搬に用いてはならない。
4. 感染性一般廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、必ず運搬容器に収納して、収集又は運搬すること。
5. 収集又は運搬を行う者は、その収集又は運搬に係る特別管理一般廃棄物の種類その他の環境省令で定める事項を文書に記載し、及び当該文書を必ず携帯すること。

【問 1 4】 特別区における一般廃棄物収集運搬業を行う際の遵守事項に関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 運転日報は、運行日ごと、運搬車両ごとに収集品目を必ず記載すること。
2. 作業台帳は、収集量及び処理料金を記載すること。
3. 作業台帳は、毎月末締め、5年ごとに閉鎖すること。
4. 運転日報、搬入伝票等は事業場ごとに1年間作業台帳と一緒に保存すること。
5. 作業台帳は、運転日報を基に、運搬車両ごとに作成すること。

【問 1 5】特別区において一般廃棄物収集運搬業を行う際の遵守事項に関する記述のうち、誤っているものを選びなさい。

1. 許可証を事務所又は事業所に備え置いて、許可の内容が明らかになるようにしておき、立入検査時等には、速やかに確認できるようにしておくこと。
2. 許可証を他人に譲渡し、又は貸与してはならないこと。
3. 一般廃棄物の収集又は運搬を政令で定める場合を除き、他人に委託しないこと。
4. 作業台帳及び運転日報を備え、一般廃棄物の種類ごとに必要な事項を記載し、保存すること。
5. 自己の名義をもって、他人にその営業をさせないこと。

【問 1 6】特別区における一般廃棄物収集運搬業に使用する運搬車に関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 運搬車の外部塗装は、ブルー一色とし、ブルー以外の色については、一切不可とする。
2. 車両の表示は、白色で表示するか、簡単に着脱できるマグネット等での表示とする。
3. 電話番号等・標語・ロゴマーク等については、表記を一切不可とする。
4. 車両の表示は、左右両側面いずれも表示起点から右に表示すること。
5. 一般廃棄物収集運搬業に使用しなくなった運搬車については、一般廃棄物収集運搬業者の氏名（法人にあっては名称）の表示を抹消すること。

【問 1 7】特別区における一般廃棄物収集運搬業を行う際の遵守事項に関する記述のうち、誤っているものを選びなさい。

1. 運搬車で、産業廃棄物を運搬しないこと。
2. 従業員に、雇用関係を証明する書類（身分証明書など）を常時携帯させること。
3. 特別区の区域外で保管・積替えを行った一般廃棄物は、特別区の区域内の運搬先に運搬しないこと。
4. 一般廃棄物の保管・積替えを行う場合は、許可又は承認を受けた施設で行うこと。許可又は承認のない施設で保管・積替えを行ってはならない。
5. 専ら再生利用の目的となるびん、缶を運搬車で収集運搬する場合は、他の廃棄物と混載しないこと。

【問 1 8】特別区において特定家庭用機器廃棄物を取り扱う場合の特例に関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 特定家庭用機器廃棄物を収集運搬する場合は、再商品化等の妨げにならないような方法で行うこと。
2. 特定家庭用機器廃棄物を収集運搬する専用の車両は、特別区管轄の車両ナンバーであること。
3. 特定家庭用機器廃棄物を収集運搬する専用の車両は、車体の塗装色はブルー一色であること。
4. 特定家庭用機器廃棄物の運搬先は、指定処理施設であること。
5. 特定家庭用機器廃棄物を収集運搬する専用の車両は、特別区における一般廃棄物収集運搬専用車両であること。

【問19】特別区における一般廃棄物処理業の申請・届出に関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 法人の代表者の氏名の変更があった場合は、変更後1月以内に変更届を提出すること。
2. 運搬先を変更する場合は、変更後10日以内に変更承認申請を提出すること。
3. 作業場所について排出事業者との間で契約内容を変更した場合は、事前相談のうえ変更前に変更届を提出すること。
4. 新たに収集・運搬の業を行おうとする区の許可を取得するときは、許可を受けようとする日の前日の1月前までに、新規許可申請を行うこと。
5. 収集・運搬の業を廃止した場合は、廃止後1月以内に、業の廃止届を提出すること。

【問20】特別区における一般廃棄物処理業の新規許可申請に関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 申請書は、提出用と申請者控用を作成し提出すること。なお、申請者控用の添付書類は写しでも可とするが、省略することはできない。
2. 新規許可申請に要する能力認定試験の合格の効力は、合格した日の翌年度末までである。
3. いずれかの区で収集運搬業の許可を有する者が、新たに別の区の収集運搬業の許可の申請をするときは、能力認定試験を免除する。
4. 許可基準を満たしているかの確認は、書類審査のみで行い、基準が満たされている場合は許可証が交付される。
5. 登記事項証明書、納税証明書は、申請前3か月以内に発行されたものであれば写しでも可とする。

【問 2 1】 特別区における一般廃棄物処理業についての各種手続きに関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 「収集・運搬（保管・積替えを含む。）」から「収集・運搬（保管・積替えを除く。）」への事業の区分の変更に伴う手続きについては、変更許可申請が必要である。
2. 自動車検査証の写しは、更新許可申請時における添付を省略することができる。
3. 更新許可の申請書に記載する車庫及び洗車場は、主に使用する車庫、洗車場を記載すること。
4. 法人の場合、一般廃棄物収集運搬業許可申請書に添付する株主資本等変動計算書、個別注記表は申請前3か月以内に作成されたものに限る。
5. 作業場所が増加又は減少した場合は、変更があった月の分を作業場所の所在する区ごとにまとめて翌月の10日までに清掃協議会に届け出なければならない。

【問 2 2】 特別区における一般廃棄物処理業についての各種手続きに関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 変更承認申請書を提出した時点で、申請事項に係る事業を行うことができる。
2. 事業の区分の変更許可申請に係る変更許可後の許可期間は、変更を許可された日から2年間とする。
3. 更新許可申請にあたって、許可基準を満たしているかどうかの確認は、立入検査のみで行う。
4. 変更承認申請にあたって、新しい許可証を交付される場合は、変更前の許可証は破棄すること。
5. 有限会社から株式会社へ法人格を変更した場合は、「法人名称の変更」に該当するため、変更届が必要である。

【問 2 3】 特別区における一般廃棄物処理業についての各種手続きに関する記述のうち、誤っているものを選びなさい。

1. 業の廃止届に添付する書類のうち、運搬車から許可の表示を抹消した写真は、すべての許可区で業を行わなくなった場合にのみ添付すること。
2. 許可期間満了時に許可を更新しない場合でも、業の廃止届を提出しなければならない。
3. 欠格要件に係る届出書は、郵送による届出も可能である。
4. 欠格要件に該当した場合は、2週間以内に清掃協議会に届け出なければならない。
5. 業を廃止したときは、10日以内に清掃協議会に届け出なければならない。

【問 2 4】 一般廃棄物処理に係る実績報告書の作成に関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 区別一般廃棄物処理量実績調査票は、取り扱う一般廃棄物の種類ごとに作成し、区ごとに集計された一般廃棄物処理実績報告書の数値を当該区の欄に記入し、押印のうえ、提出する。
2. 実績報告書に記載する汚での処理量の単位は、処理重量を表す「t（トン）」を使用する。
3. 複数区にまたがる道路や河川の清掃により発生した「道路・公園ごみ」については、またがる区の数で処理量を等分すること。
4. 処理量の数値には、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物を含めること。
5. 特定家庭用機器廃棄物処理実績報告書は、許可区すべてに実績がない場合は提出しなくてよい。

【問25】 廃掃法における行政処分に関する記述のうち、一般廃棄物処理業の許可が必ず取り消される場合に該当しないものを選びなさい。

1. 事業に使用する施設又は能力が許可の基準に適合しなくなったとき
2. 欠格要件のいずれかに該当したとき
3. 廃掃法に違反する行為をし、情状が特に重い場合
4. 不正の手段によって許可を受けたとき
5. 事業の停止命令に違反したとき

【問26】 廃掃法に規定されている罰則のうち、3年を超える懲役が科せられる可能性のある違反行為に該当するものを選びなさい。

1. 帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を5年間保存しなかったとき
2. 改善命令に違反したとき
3. 立入検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき
4. 無許可で一般廃棄物の収集若しくは運搬を行ったとき
5. 求められた報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき

【問 2 7】 廃掃法で科せられる罰則に関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 一般廃棄物を環境大臣の確認なく輸出したときは、30万円以下の罰金となる。
2. 事業停止命令等に違反したときは、3年以下の懲役若しくは3百万円以下の罰金又はこの併科となる。
3. みだりに廃棄物を捨てたときは、5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金又はこの併科となる。
4. 違法に廃棄物を焼却したときは、2年以下の懲役若しくは2百万円以下の罰金又はこの併科となる。
5. 許可を受けず事業の範囲を変更したときは、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金となる。

【問 2 8】 特別区における医療廃棄物の適正処理についての記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 医療関係機関から排出される廃棄物は、医療行為以外の事業活動に伴って生じた一般廃棄物であっても、「医療廃棄物」の許可を受けていない業者は取り扱うことができない。
2. 非感染性の廃棄物であっても、鋭利なものについては、感染性廃棄物と同等の取扱いをすること。
3. 感染性廃棄物は、「排出量」、「排出場所」、「感染症の種類」の三つの観点から判断する。
4. 法令等で定められた方法により滅菌処理し、感染のおそれが無くなった一般廃棄物については、どの医療機関から排出されたものでも、指定処理施設で受け入れられる。
5. 感染性廃棄物は、全て感染性一般廃棄物となり、「特別管理廃棄物」として、適正処理する必要がある。

【問 29】特別区の区域内で発生した事業系一般廃棄物を、一般廃棄物収集運搬業者が清掃一組処理施設へ持込む場合に関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 清掃一組処理施設への継続持込みの更新申請を行う場合には、事前に、清掃協議会へ提出した許可に関する書類を添付する必要がある。
2. 継続して清掃一組処理施設へ持込む場合には継続持込の申請が必要となるが、新規に継続持込承認申請を行う場合は、直近2か月間で平均週2回程度以上、事業系一般廃棄物を処理施設に搬入している実績が必要となる。
3. 継続持込みが承認された場合は、1事業者に対し1枚「一般廃棄物継続持込承認カード」が交付される。
4. 臨時持込みの処理手数料については、持ち込んだ処理施設で収入印紙により納める。
5. 冷凍された状態の物、水分を多量に含んだ物は、清掃工場の管理運営に支障を来すおそれがあるため、処理施設へ連絡の上、持ち込むこと。

【問 30】一般廃棄物処理業者が指定処理施設への継続的な持込みをする場合に関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 事業系一般廃棄物を清掃一組処理施設と最終処分場の両方に持ち込む場合には、清掃一組と排出場所を所管する清掃事務所のどちらか一方から、持込承認カードの交付を受ける。
2. 継続持込みの承認期間は、収集運搬業の許可期間にかかわらず1年を限度として承認される。
3. 持込ごみ量は、1回の計量により算定する。計量を怠った場合は、最大積載量で持込ごみ量を計算する。
4. 持込承認車両の代車使用が承認された場合は、早朝、昼休み、夜間及び日曜日の搬入はできないが、従前の持込承認カードが使用できる。
5. 指定された清掃工場の変更を希望する場合や、継続的に持ち込む計画量が増減することが想定される場合等には、速やかに清掃一組施設管理部管理課へ事前相談の上、持込ごみ搬入先新設・変更要望書を届出ること。

【問3 1】特別区における一般廃棄物管理票（マニフェスト制度）に関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 事業系一般廃棄物を臨時に排出する事業者は、「マニフェスト適用対象事業者」には該当しない。
2. マニフェストは、収集運搬業者（A票及びD票）、排出事業者（B票）それぞれ5年間保存すること。
3. マニフェスト適用対象事業者は、排出場所を所管する清掃事務所へマニフェスト適用対象事業者届を提出すること。
4. マニフェスト適用対象事業者でない排出事業者が、マニフェストを使用することはできない。
5. マニフェストを排出事業者から受領したときは、受領の日から10日以内に指定処理施設へ提出すること。

【問3 2】次の許可・届出に関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 臨時に大量の一般廃棄物の収集、運搬の委託を受けたが、稼動運搬車だけで対応ができない場合、臨時持込みであれば許可車両を使用しなくてよい。
2. 特別区において「道路・公園ごみ」の許可は、作業場所があることを許可要件としているので作業場所が無い区では許可申請ができない。
3. 特別区の区域内であれば、許可車両を産業廃棄物収集運搬業に兼用することができる。
4. 許可を申請して不許可となった場合、納めた手数料は返還されない。
5. 2分別架装の塵芥車は、収集の際及び運搬先施設での排出の際に、荷箱を間違える可能性があるため、許可車両としては使用することはできない。

【問33】 廃掃法第7条の一般廃棄物処理業に関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了した日から起算する。
2. 市町村長は、当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が可能であるときでも、業の許可をすることができる。
3. 一般廃棄物収集運搬業者は、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を、他人に委託することができない。
4. 一般廃棄物の運搬のみを業として行う場合は、積卸しを行う区域を管轄する市町村長の許可を受ける必要はない。
5. 一般廃棄物の収集又は運搬業の許可は、2年を下らない環境省令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

【問34】 廃掃法に定める事項について、正しいものを選びなさい。

1. 廃掃法第19条の4に定める措置命令では、一般廃棄物処理基準が適用される者により、当該基準に適合しない一般廃棄物の収集、運搬が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じると認められるとき、環境大臣は、必要な限度において、期限を定めて、その支障の除去を講ずべきことを命ずることができる。
2. 廃掃法第18条に定める報告の徴収では、環境大臣はこの法律の施行に必要な限度において一般廃棄物であることの疑いのある物の収集、運搬に関し、当該収集、運搬を行った事業者に対し、必要な報告を求めることができる。
3. 廃掃法第19条の3に定める改善命令では、無害化处理認定業者により、一般廃棄物処理基準に適合しない一般廃棄物の当該認定に係る収集、運搬が行われた場合、環境大臣は期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬の方法の変更を命ずることができる。
4. 廃掃法第19条の3に定める改善命令では、一般廃棄物処理基準が適用される者により、当該基準に適合しない一般廃棄物の収集、運搬が行われた場合、環境大臣は期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬の方法の変更を命ずることができる。
5. 廃掃法第19条に定める立入検査では、環境大臣はこの法律の施行に必要な限度において、その職員に一般廃棄物の収集、運搬を業とする者の事業場、車両に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

【問 3 5】 循環型社会形成推進基本法に関する記述のうち、誤っているものを選びなさい。

1. この法律において、「再生利用」とは、循環資源の全部又は一部を部品その他製品の一部分として使用することをいう。
2. 製品の製造に伴い副次的に得られた物品は「廃棄物等」に該当する。
3. この法律において「熱回収」とは、循環資源の全部又は一部であって、焼却の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに利用することをいう。
4. この法律において「循環資源」とは、廃棄物等のうち有用なものをいう。
5. 循環資源を製品としてそのまま使用することは「再使用」に該当する。

【問 3 6】 特定家庭用機器再商品化法に関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 小売業者の委託を受けて特定家庭用機器産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う者は、廃掃法の規定による許可を受けなければ、特定家庭用機器一般廃棄物の収集又は運搬の業を行うことはできない。
2. 小売業者は、特定家庭用機器廃棄物の収集又は運搬を他の者に委託して行うときは、当該収集又は運搬を受託した者に対して、この法律に規定する管理票に関する事務の一部を委託することができる。
3. 小売業者の委託を受けて特定家庭用機器一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者は、廃掃法の規定による許可を受けなければ、特定家庭用機器産業廃棄物の収集又は運搬の業を行うことはできない。
4. 小売業者は、廃掃法の規定による許可を受けなければ、引き取るべき製造業者等への引き渡しのために、特定家庭用機器廃棄物の収集又は運搬を業として行うことはできない。
5. 特定家庭用機器廃棄物の再商品化等をしようとして主務大臣の認定を受けた製造業者等は、廃掃法の規定による許可を受けなければ、収集又は運搬を業として行うことはできない。

【問37】食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律及びその政令についての記述のうち、誤っているものを選びなさい。

1. この法律において「食品」とは、飲食物品のうち薬事法に規定する医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。
2. この法律において「食品関連事業者」は、食品の製造、加工、卸売又は小売を業として行う者及び飲食店業その他食事の提供を伴う事業として政令で定めるもの（沿海旅客海運業、内陸水運業、結婚式場業、旅館業）を行う者である。
3. 食品循環資源を肥料、飼料その他政令で定める製品の原材料として利用することは、「再生利用」に該当する。
4. 食品循環資源を熱を得ることに利用するために譲渡すること（食品循環資源の有効な利用の確保に資するものとして主務省令で定める基準に適合するものに限る。）は、「熱回収」に該当する。
5. 食品循環資源を原材料とする肥料の製造を業として行う者は、その事業場について、主務大臣の登録を受けることができる。登録は、2年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

【問38】容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律についての記述のうち、誤っているものを選びなさい。

1. この法律において商品の容器であって当該商品と分離された場合に不要となるものは、「容器包装」に該当する。
2. この法律において「特定容器」とは、容器包装のうち、商品の容器であるものとして主務省令で定めるものをいう。
3. この法律において「特定包装」とは、容器包装のうち、特定容器以外のものをいう。
4. この法律において認定特定事業者は、廃掃法の規定による許可を受けなければ、分別基準適合物の再商品化に必要な一般廃棄物の運搬を業として行うことができない。
5. この法律において「容器包装廃棄物」とは、容器包装が廃掃法に規定する一般廃棄物となったものをいう。

【問39】都民の健康と安全を確保する環境に関する条例において、義務（努力義務を除く）として定められているものを選びなさい。

1. 自動車等を使用する者は、騒音の発生が相当程度少ない自動車等又は騒音の発生がより少ない自動車等を使用すること。
2. 自動車等を使用する者は、その自動車等を適正に整備することにより、自動車等から発生する排出ガス及び排出する温室効果ガスを最小限度にとどめること。
3. 自動車等を使用し、又は利用する者は、排出ガスの発生量が相当程度大きいものとして知事が指定する自動車を使用し、又は利用しないこと。
4. 自動車等を使用する者は、その自動車等を適正に整備し、及び適切に運転することにより、自動車等から発生する騒音及び振動を最小限度にとどめること。
5. 自動車等を運転する者は、規則で定める場合を除き、自動車等を駐車し、又は停車するときは、当該自動車等の原動機の停止を行うこと。

【問40】東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例及び同施行規則に関する記述のうち、誤っているものを選びなさい。

1. 「家庭廃棄物」とは、一般の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
2. 「処理施設」とは、清掃一組が管理運営するごみ処理施設（運搬施設を除く。）をいう。
3. 一般廃棄物処理計画に適合しない事業系一般廃棄物は、管理者が処理する廃棄物に該当する。
4. 廃棄物を処理施設又は投入施設に運搬する者及び運搬施設を利用する者は、組合規則で定める受入基準に従わなければならない。
5. 「運搬施設」とは、清掃一組が管理運営するごみ運搬用パイプライン施設をいう。

以降の記述式問題の解答は、マークシート解答用紙裏面の解答欄に記入すること。

【問41】 廃掃法第7条第5項第四号ハに規定されている欠格条項に関する記述について、
□に入る語句を下の語群より選び、解答欄に正確に記入しなさい。

この法律、□① その他□② を目的とする法令で□③ で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、□④ の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から□⑤ を経過しない者

〔語群〕

【 懲役 浄化槽法 社会生活の安全確保 水道法 環境省令 罰金 3年 政令
5年 生活環境の保全 】

【問42】 循環型社会形成推進基本法第4条に規定されている適切な役割分担等に関する条文について、□に入る語句を下の語群より選び、解答欄に正確に記入しなさい。

循環型社会の□① は、このために□② 措置が国、□③、事業者及び国民の適切な役割分担の下に講じられ、かつ、当該措置に要する□④ がこれらの者により適正かつ□⑤ されることにより、行われなければならない。

〔語群〕

【 構築 必要な 都道府県 費用 地方公共団体 人材 公平に負担 形成
円滑に補填 必然の 】

【問43】特別区の一般廃棄物管理票（マニフェスト制度）に関する記述について、に入る語句を下の語群より選び、解答欄に正確に記入しなさい。

特別区のマニフェスト制度とは、①を通じて②の処理の流れを明確にし管理する制度で、その目的は廃棄物の処理責任の③、適正処理の確保、④である。また、その適用対象事業者は、②を1日平均⑤以上（月平均3t以上）排出する事業者が該当する。

〔語群〕

【 200kg 一般廃棄物管理票 持込承認確認書 事業系一般廃棄物 意識低下
再生使用の促進 家庭系廃棄物 減量・リサイクルの促進 100kg 意識強化 】

【問44】食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の記述について、に入る語句を下の語群より選び、解答欄に正確に記入しなさい。

この法律は、食品循環資源の①及び熱回収並びに食品廃棄物等の②及び減量に関し基本的な事項を定めるとともに、③による食品循環資源の④を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の④及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図るとともに、食品の製造等の事業の健全な発展を促進し、もって⑤及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

〔語群〕

【 再生利用 製造の抑制 発生の抑制 有効な利用の確保 食品関連事業者
再使用 大量廃棄社会の回避 食品製造業者 循環経路の確保 生活環境の保全 】

【問45】環境省令第2条の2に規定されている一般廃棄物収集運搬業の許可の基準に関する記述について、に入る語句を下の語群より選び、解答欄に正確に記入しなさい。

法第7条第5項第3号(法第7条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 施設に係る基準

イ 一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに①が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の②を有すること。

ロ 積替施設を有する場合には、一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに①が③しないように必要な措置を講じた施設であること。

二 申請者の能力に係る基準

イ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び④を有すること。

ロ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる⑤を有すること。

〔語群〕

【 悪臭 搬入施設 運搬施設 技能 臭い 発散 経理的基礎 拡散 技術 経済的基盤 】

【問46】環境省令第1条の17に規定されている一般廃棄物の運搬を委託できる者及び第2条に規定されている一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者に関する記述について、、に入る語句を下の語群より選び、解答欄に正確に記入しなさい。

(1) 第1条の17 専ら①の目的となる②のみの収集又は運搬を業として行う者

(2) 第2条四 ③に④することが適当であるものとして⑤が指定した②を適正に④することが確実であるとして⑤の指定を受けた者

〔語群〕

【 環境大臣 再生利用 資源回収 事業系一般廃棄物 広範囲 広域的 収集又は運搬 一般廃棄物 処理 都道府県知事 】

【問 4 7】使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第 1 条に規定されている目的に関する条文について、に入る語句を下の語群より選び、解答欄に正確に記入しなさい。

この法律は、使用済小型電子機器等に利用されている①の相当部分が②されずに廃棄されていることを鑑み、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するために措置を講ずることにより、③の適正な処理及び資源の④の確保を図り、もって⑤及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

〔語群〕

【 廃プラスチック類 廃棄物 売買 有価物 生活環境の保全 金属その他有用なもの
広域的な販路 回収 持続可能な開発 有効な利用 】

【問 4 8】都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第 4 条第 1 項に規定されている事業者の責務に関する条文について、に入る語句を下の語群より選び、解答欄に正確に記入しなさい。

事業者は、その①に伴って生ずる環境への②及び公害の防止のために③を講ずるとともに、④が行う環境への②及び公害の防止に関する⑤に協力しなければならない。

〔語群〕

【 低炭素社会の実現 産業活動 負荷の低減 事業体制の整備 必要な措置 区長
事業活動 知事 施策 対策 】

【問49】都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第52条及び第53条に関する記述について、に入る語句を下の語群より選び、解答欄に正確に記入しなさい。

自動車等を①は、その管理する自動車等の②に対して、自動車等を駐車し、又は③するときは、当該自動車等の④を行うよう適切な⑤を講じなければならない。

〔語群〕

【 操作する者 運転者 停車 安全運行 事業の用に供する者 省エネルギー運転
原動機の停止 措置 教育指導策 運営者 】

【問50】東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例第8条及び同条例施行規則第9条に関する記述について、に入る語句を下の語群より選び、解答欄に正確に記入しなさい。

清掃一組が管理する施設の管理者は、廃棄物を処理施設又は投入施設に運搬する者及び①を利用する者に対して、②に従わないとき、特別区の③が処理施設への搬入を禁止しているとき及び④の提出義務のある者が当該管理票を提出しないときは、⑤をすることができる。

〔語群〕

【 搬入施設 受入基準 議会 受入拒否 運搬施設 一般廃棄物管理票 受託基準
持込承認管理票 受入禁止 区長 】